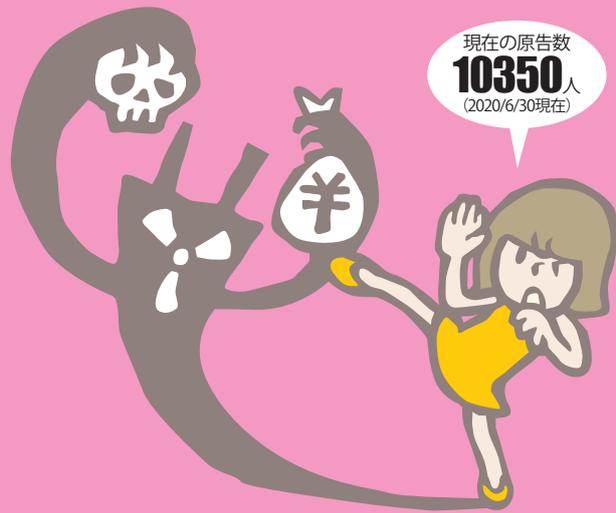


# 原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元  
「原発なくそう!九州玄海訴訟」  
原告団・弁護団

2020 July  
Vol.32

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



## 第32回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

新型コロナウイルス感染問題で、延期になっていた弁論期日が6月5日午後2時から佐賀地裁で、感染防止の三密を避けるため、法廷への入場者を極端に減らして全員マスク着用という異常な状態で開催されました。

多くの原告の方には控えの会館も入場者数が制限されているために、傍聴参加の連絡も出来ませんでした。このニュースで、その裁判の報告をさせていただきます。

さて、世界中で大流行している新型コロナウイルス問題はわが国でも例外でなく、この間、感染防止のための日常生活に必要な最低限の活動を除いて、経済、社会、文化、スポーツ等の一切の活動が停止され、安倍政権でさえも国民の暮らしや命と健康、医療を守るための政策実行に傾注しなければならなくなっています。それを怠れば政権は崩壊するからです。この問題から見えて来たことは、原発による経済活動よりも、放射能汚染から人の生命、健康、暮らしを守れという、私たちの主張に一層の確信を抱かせたという事です。

コロナウイルスによる感染に十分に注意しながら、これからも連帯と団結を固めていきましょう。

第32回  
口頭弁論

## 東島弁護士の ココがポイント!



本日の弁論では、原告側は、準備書面72・73を提出しました。72では、震源を特定しない基準地震動(隠れ活断層による地震の基準地震動)の策定について、規制委員会の改定案の基準では過去の隠れ断層による地震のうち2.7%の地震よりも小さい基準となっており、過去の地震の経験を十分に踏まえない過小なものだと批判しました。73では、本年1月17日の伊方原発差止の認容仮処分(広島高裁)の内容を紹介し、近隣の活

断層の調査の不備や火山噴火の火山灰の想定過少ななどの直接の勝利の理由のみならず、フクシマの被害を真摯に捉えること、人格権の内容として平穏生活圏を重要なものととらえること、「フクシマを絶対に繰り返させない」という理念から高度の安全性を要求し、通説だからという理由で安易に安全側でない学説によりかかってはいけないことなどの認定の意義を指摘しました。

コロナのため傍聴人数の制限があったため、フクシマからの避難者(事故当時中1)の意見陳述は次回行うこととなりました。

## 目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第32回口頭弁論要旨	2-3
九州避難者訴訟判決の詳細と評価	4

原発マネー玄海町長告発・原告からのお便り	5
団長コラム	6
板井優弁護士を偲んで	7
魚住新共同代表あいさつ・会費のお願い&今後の日程	8

# 準備書面73 (口頭要約説明)

不知火合同法律事務所 弁護士 田上 普一



## 1. はじめに

本年1月17日、広島高等裁判所は、山口地方裁判所岩国支部の差止仮処分棄却決定を受け、住民側が即時抗告を申し立てた四国電力伊方原子力発電所の運転差止め仮処分を認容しました。

原告らとしては、御庁におかれても、今回の決定を参考にしていただきたいと考え準備書面73を提出しています。

## 2. 広島高裁決定の内容

まず、広島高裁決定の内容を簡単に説明します。

この決定では、まず、人格権が単に個人の生命・身体の安全の保護にとどまらず、個人が日々の生活を維持していき、その意思によらずに、生活環境を一方的に奪われない法益も内包していることを確認して、人格権に基づく差止請求を認めました。

そのうえで、地震動の影響評価に関し、新規制基準では、原発敷地に極めて近い位置にある活断層の有無を調査し、その存在が認められる場合には、その影響調査を行う必要があったにもかかわらず、四国電力は十分な調査をせずに活断層がないと結論づけ、影響調査を怠ったことから地震動に関する安全性を欠いた状態にあると認定しました。

また、火山噴火との関係では、まず、原発の運用期間中や、燃料の搬出に要する期間の前に、噴火の規模や、時期を適切に予測できることを前提としている火山ガイドの内容の一部が、不合理であると認定しています。そのうえで、裁判所が、火山ガイドの規定にしたがって、四国電力の疎明内容を判断して、

火山噴火に伴う降下火砕物の噴出量の想定が、過小評価になっており、火山噴火の影響評価に関する安全性を欠いた状態にあると認定しました。

## 3. 今後の審理に活かして欲しい点

原告らが今後の審理に生かしていただきたいことは、以下に述べる点です。

まず、原告らとしては、今回の決定が、差止め理由に挙げた二つの問題点を指摘することができた背景に、福島第一原発事故の被害の深刻さを裁判所が真摯に受け止めたことが大きいと評価しています。決定で、人格権の保護法益が、生命・身体の安全にとどまらずに平穏生活権にまで及んでいることを確認しているのは、福島第一原発事故によって人々の平穏な日常生活が大きく蹂躪されてしまったという認識を強く持っているからに他なりません。

この点を押さえたうえで、決定は、福島第一原発事故後に要求されている裁判所の使命を自覚し「福島第一原発事故のような過酷事故は絶対に起こさない」という観点から「限定的絶対的安全性」ないしは「絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性」という住民側の主張に共感を示しています。具体的に、決定では、新規制基準それ自体の合理性や、それへの適合性審査を検討するに当たり次のように述べています。「ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならない」とです。

この考え方が、先ほど述べた地震動評価が不十分であるという判断や、火山ガイドの一部が不合理

であるという判断を導いたことは明らかです。

御庁におかれても、こうした福島第一原発事故による被害実態の正確な理解を深めていただき、裁判所の使命を十分に果たしていただきたいと考えています。

もっとも、1点だけ、安全性に関する議論の中で、今回の決定の考えに同意できない部分があります。それは、住民側が「原発の必要性が低ければ、原発によるリスクを許容する余地は乏しくなり、その運転差止請求が認められる余地が高くなる」という主張に理解を示さなかった点です。

原告らとしては、これまでの人格権に基づく差止請求訴訟の枠組みや、原発の危険性が現実化した福島第一原発事故を正確に理解すれば「どのような条件であれば原発の存在が社会的に許容されるのか」といった点について、「原発の必要性」「公益性」も考慮要素に入れて総合的に考慮する必要があると、考えています。

福島第一原発事故を二度と起こしてはならない、という意味での、安全性が要求され、そのことを「限定的絶対的安全性」と名付けるかはともかく、福島

第一原発事故を経た現時点では、原発には極めて高度の安全性が要求されることを、御庁には確認していただきたいと考えています。

最後に、個別の論点について述べます。

まず、現時点における火山学の状況からして、噴火予測が可能だという前提の火山ガイドは不合理であること確認する必要があります。このことを踏まえれば、立地評価の点において、今回の伊方原発における判断と同様に、玄海原発に関しても、阿蘇4噴火を前提にする必要があり、立地不相当という結論が導かれます。

また、降下火砕物の影響評価の問題においても、玄海原発も、阿蘇4噴火レベルの火山噴火を前提した対策が必要です。現在、被告九州電力や原子力規制委員会は、九重第一噴火（噴出量6.2km<sup>3</sup>）を想定した対策を採っています。しかし、これでは、全くの過小想定であり、玄海原発の安全対策が不十分であることを確認していただく必要があります。

以上述べた点について、引き続き、原告らとしては、上記のような判断に裁判所が至るよう主張立証を続けていく予定です。





福島原発事故被害救済九州訴訟弁護団 弁護士 池永 修

九州避難者訴訟の一審判決が、2020年6月24日、福岡地方裁判所で言い渡されました。

この裁判の焦点は、福島第一原発事故の被害について国の責任が認められるか、福島県外からの避難者についてどこまで救済の裾野を拡大できるか、の2点でした。

福岡地裁は、まず国の責任について、国が福島第一原発の敷地高さを超える津波の到来を予見することが可能であったと認めつつ、「あらゆるリスクについて100%に近い安全性を求めることは、資金や人材等の資源に限りがある以上、現実的にはほぼ不可能」などと自説を述べたうえで、国の規制権限の不行使が「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない」と結論しました。

また、区域外避難者に対する補償についても、避難及びその継続に相当性が認められるかどうかを「個別に慎重に検討する必要がある」としつつも、「年間10mSvにも満たないような低線量被ばくにつき、直ちに健康への悪影響を危惧すべきだ」というような社会通念が存在するとも認められない」との認識のもと、避難者たちが証言した避難に至るまでの切迫した個別の事情についてことごとく排斥し、結果、全ての区

域外避難者への補償を否定しました。

醜悪とも言うべきこの福岡地裁判決は、一方で、今のこの社会の有り様を投影した縮図とも言えます。

福島第一原発事故を経験しながら今なお原子力政策が維持され、無責任に原発が稼働されていることを許しているこの社会。放射線被ばくの危険を矮小化し、風化させることで、汚染地域に国民を押し止める棄民政策に目を伏せるこの社会。国の復興政策・帰還政策によって生み出されたとどまる者と避難する者との分断、区域内避難者と区域外避難者、県内避難者と県外避難者、その他幾重にも張り巡らされた分断と差別、これを許し、受け容れてしまっているこの社会。このような今のこの社会の有り様が、福岡地裁判決のような無責任と差別の思想に基づく司法判断の出現を許してしまった、そのように感じののです。

九州避難者訴訟のたたかいの舞台は控訴審に移りますが、全国の避難者・被害者たちも、同じ逆風の中でたたかいを続けています。福島第一原発事故を二度と繰り返してはならない、そう決意して集った「原発なくそう!九州玄海訴訟」1万人原告の皆さんが、ともに歩みを進めてくださることを願って止みません。



# 原発マネー受領の玄海町長を告発!

染谷 孝(玄海原発マネーの不正をたす会・共同代表)

2020年1月下旬、福井県の前発関連企業の株式会社塩浜工業から玄海町の脇山伸太郎町長へ現金100万円が渡っていたことが報道されました。脇山町長は記者会見での釈明で、当選後まもない2018年7月に「当選祝金」として塩浜工業の関係者二人から100万円を受け取ったが自宅の金庫に「保管」し、その後1年半近く経った2019年12月になって塩浜工業関係者に人を介して「返却」したと言うのです。

返却した時期は、関西電力幹部が同社から金品を受領していた問題が発覚した直後であり、その報道を見てあわてて返却したのは明らかです。はたして自宅に「保管」していたことも事実なのか疑問で、脇山町長自身、「賄賂をもらったような気分だった」と記者会見で答えています。

当訴訟団では2月4日と3月2日の運営委員会で「町長は辞職せずに減給程度ですませるらしい」「何とかしたい」「原発マネーの暗部をほおっておけない」との意見が相次ぎ、告発状の提出を検討しました。おりから、県内外の前発問題に取り組む16の市民団体が提出した「緊急要請質問書」に対して3月6日に脇山町長から回答があり、「既に説明責任は果たした。新たに説明をする場をもつ考えはない。事実関係はすでに説明したとおりだ」との内容でした。

3月7日には当訴訟団の有志により告発状が完成し、賛同人署名の収集を開始しました。同時に県内外の諸団体に声をかけ、当訴訟団の原告を含む市民団体「玄海原発マネーの不正をたす会」が3月24日に発足しました。

4月22日、同会は賛同人455名の署名を添えて、政治資金規正法違反の疑いで佐賀地方検察庁に脇山町長の告発状を提出しました。直後に開催された記者会見で、賛同人の共同代表4名は、それぞれ告発の趣旨や意義を説明しました。共同代表のひとり青木一さん(玄海町在住)は「現金を1年5カ月も家に持っていたことは町民として情けない。お金を持ってきた塩浜工業社員2人と、お金を返したとされる人物がいずれも亡くなっているとされているが、改めて不正の真相をはつきりさせないといけない。」と述べました。

脇山町長は政治団体である「脇山伸太郎後援会」の代表者ですが、政党及び政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附として受け取ったこと、この件について7日以内に後援会の会計責任者に報告しなかったこと、そのため収支報告書に寄附を記載させなかったこと、その結果、寄附が記載された収支報告書を提出させなかったこと、これらは政治資金規正法違反となります。もちろん、個人として受領したのなら、それは明らかな同法違反です。



脇山玄海町長  
同町ホームページから



告発状提出後の記者会見で共同代表ら

出どころは、原発関連事業による収入で、庶民の税金と電力料金が元手だ。それが回り回って再び原発関連事業に行き付き、最後は関連事業者の懐に収まる仕組みか。玄界灘に突き出した玄海原発から、私の家までは南東に一〇キロ余り。関電の高浜・大飯原発と隣接する京都府内市町との距離と同じくらいだ。住民の安全より、会社のもうけと自治体へのおこぼれが優先されるのか。原発建設事業者と大手電力会社、国、立地自治体の原発依存構造を壊し、原発マネーの循環を断ち切らねばならない。再稼働などもつてのほかだ。

(過日、京都新聞に投稿され、本人の了承を得て掲載しています。)

原発マネー 循環断ち切れ

京都市左京区 赤染 益輝(玄海訴訟原告 七二歳)

「何で西国の果てまで」という

驚きと、「なるほどな」という納得とが同時に浮かんだ。私は佐賀県玄海町に隣接する唐津市に生まれ、十八歳までを過ごした。玄海町は周辺町村が平成の大合併で唐津市に吸収される中、唯一町制を維持した。と言うより、そう選択させたのだろう。

一月二三付けの朝刊で、福井県高浜町の元助役が顧問をしていた建設会社が、はるばる玄海町を訪れ、当選したばかりの新町長に現金を渡した事実が報じられた。腹の立つことこの上ない。



「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の共同代表の板井優弁護士は、本年2月11日、逝去されました（当年70歳）。私たちの訴訟を牽引してこられた先生の業績を偲び、心よりご冥福をお祈りします。

以下は、板井弁護士の所属していた熊本中央法律事務所のホームページ文書の抜粋です。

板井優弁護士は、旧姓「具志堅優」であり、沖縄県那覇市の生まれです。板井優弁護士が中1の1963年、沖縄で国場秀夫さんという同級生が、他の学生らとともに青信号で横断歩道を歩いている最中、米軍のジープにはねられて死亡したが、アメリカ政府統治下の裁判所は、その米軍人の「夕日がまぶしくて信号が見えなかった」との言い分を受け入れて「無罪」判決を下しました（国場君事件）。

これもあって板井弁護士は、その後、当時、アメリカ占領下で、国場君事件のような不条理な事件や沖縄人が人として扱われない状況を打開するために、沖縄の日本復帰運動の先頭に立って闘っていた弁護士に憧れて、自らも弁護士になることを決意します。その後、国費留学生制度により日本に「留学」し、1968年4月、偶然にも熊本大学に配属されました。

熊本大学における学生運動を通じて知り合った大分県出身の板井八重子医師と結婚をしました。しかし、板井優弁護士としては、当初、「弁護士になって沖縄に戻り、具志堅優として祖国復帰運動を闘いたい」と考え、水俣病問題が解決したら、故郷沖縄に戻って故郷のために力を尽くしたいと考えていたようです。

ところが、1973年3月の水俣病第一次訴訟熊本地裁判決、その後の1981年水俣病第二次訴訟控訴審判決によっても、国は水俣病患者大量切り捨て政策を改めない姿勢を貫いたため、1980年、水俣病の原因企業チッソのみならず、国及び熊本県をも被告とする水俣病第三次訴訟が提起されます。この事件は1995年政治解決まで続く長期訴訟となりますが、当時の産業界や環境省を相手とする水俣病訴訟により、板井優弁護士は、原告らと団結し、社会世論を変える闘いを積み上げ、裁判所による判決をテコに、

人権を取り戻しつつ社会を変える闘いに尽力し始めます。その後、板井優弁護士は、ゼネコンや国交省・農水省を相手方とする川辺川利水訴訟、ハンセン病国家賠償訴訟、原爆症集団認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、そして、九州玄海・川内原発差し止め訴訟のように、我が国の従来のある在り方を大きく揺るがすような社会的事件に、被害者・市民の立場を貫き、責任ある立場で取り組み、多くの方々と団結して助けあいながら、それを実際に解決まで携わるという姿勢を貫いてきました。

2020年2月13日と14日に行われた葬儀には、約1,000人の方々にご参列頂きました。たくさんの方がお互いを尊重して助け合い、協力しながら世の中の仕組みを変え、他人頼みではなく、自らの手で差別や不平等のない社会を作るのだという板井優弁護士の人生そのものが、この葬儀の場に現れたのではないかと思います。

私たち熊本中央法律事務所は、これからも、板井優弁護士が常々述べてきた

「一人の千歩より、千人の一步を」

の精神を引き継ぎ、これからも、平和を守り、基本的人権が尊重される市民・住民の立場にたった社会づくりのために尽力して参りたいと思います。

最後になりましたが、板井優弁護士とともに生きて頂いた皆様に対しまして、心より御礼を申し上げます。





## 共同代表就任あいさつ(ナガサキそしてフクシマ)

ぴーすなう法律事務所 弁護士 魚住昭三

原告団の方々へ

今回、原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団の共同代表を仰せつかることになりました、長崎の魚住と申します。私は、ナガサキで生まれ育ち、小学校の頃からピカドン(原爆)の話を聞き、当然のこととして原爆訴訟(原爆症不認定取消請求訴訟)に参加して来ました。しかしながら、原発の危険性を知らず、また長崎県と佐賀県の殆ど県境に当たるところに玄海原発が存在していることに気を止めることも有りませんでした。

そして、2011年3月11日、フクシマでやっと原発の恐ろしさを認識し、この訴訟に参加しています。因みに、この当日、私は、長崎県の壱岐市で原爆訴訟の原告候補者の聴き取りをしていました。地震により発生した東京湾沿岸の火事のテレビ報道を、壱岐の空港で他人様の様に見ていました。ところで、2020年の現在、そのフクシマから9年経ちました。皆さんにとって、もう9年なのか、たった9年なのか。私は、ピカドンから75年経った今、原爆訴訟に参加しています。

## 今後の日程

### 第34陣追加提訴のご案内

9月10日(木) 13時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館  
※今回の締め切りは、9月4日(金)午前

### 第33回裁判のご案内

2020年 10月9日(金) 14時~

集合時間13時 佐賀県弁護士会館/開廷14時  
模擬裁判・報告集会会場/佐賀県弁護士会館

### 第34回裁判のご案内

日時が未定であるために10月9日の  
第33回裁判の日に期日が決まる見通しです。

## 玄海原発訴訟を支える会のご案内

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込書は弁護団のホームページからどうぞ。

### 年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会  
(ゲンカイゲンパソソジョウヲササエルカイ)

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでも見られます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。

★郵送費節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団  
発行責任者/長谷川照  
発行日/2020年7月15日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付  
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階  
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123